

## 別紙 1

### 仕 様 書

#### 1 業務名

彦島終末処理場他クレーン点検業務

#### 2 実施場所

##### (1) 彦島処理区

ア 彦島終末処理場

下関市彦島福浦町一丁目 2 8 番 3 1 号

イ 江の浦中継ポンプ場

下関市彦島江の浦町一丁目 1 番 1 号

ウ 福浦中継ポンプ場

下関市彦島福浦町一丁目 8 番 9 号

エ 本村中継ポンプ場

下関市彦島本村町三丁目 1 番 1 号

オ 田の首中継ポンプ場

下関市彦島田の首町一丁目 1 1 番 9 号

カ 弟子待中継ポンプ場

下関市彦島弟子待町二丁目 1 3 番 1 0 号

##### (2) 筋ヶ浜処理区

ア 筋ヶ浜終末処理場

下関市伊崎町二丁目 2 1 番 1 号

イ 第 3 中継ポンプ場

下関市上新地町五丁目 1 番 1 3 号

ウ 竹崎中継ポンプ場

下関市竹崎町四丁目 5 番 2 6 号

##### (3) 山陰処理区

ア 山陰終末処理場

下関市大字垢田字洞の上

イ 綾羅木中継ポンプ場

下関市古屋町二丁目 1 3 番 1 0 号

(4) 山陽処理区

ア 小月啓作排水ポンプ場

下関市小月南町 1 2 3 6 番地

### 3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

### 4 業務概要

労働安全衛生法及びクレーン等安全規則に基づく、処理場及びポンプ場に設置されたクレーン（つり上げ荷重 0.5 トン以上 3.0 トン未満）の定期自主検査（年次点検）を行う。

(1) 対象クレーン

別紙 2 「クレーン一覧表」、

別図 1～5 「附近見取図、平面図、機器図」 参照

(2) 点検月

原則 1 0 月

### 5 提出書類

(1) 業務完了後に提出する書類

成果報告書

(ア) 点検結果報告書（以下の項目を含む） 1 部

a 安全教育終了証の写し（（社）日本クレーン協会発行）

b 点検完了ステッカーの写し

全処理区、各処理区別に作成すること。

(イ) 写真（点検前・点検中・完了が確認できるもの。） 1 部

全処理区、各処理区別に作成すること。

(ウ) 業務完了届（以下の項目について記載されたもの。） 1 部

a 業務名

- b 契約日
- c 契約期間
- d 契約額
- e 完了年月日
- f 請求額

委託料については、提出された完了届に基づく検査に合格したのち、支払うものとする。

(エ) その他発注者が指示するもの

## 6 注意事項

- (1) 検査項目及び判定基準は、「定期自主検査指針」（厚労省告示）によること。また、実施にあたる検査者は、「定期自主検査者安全教育要領」（厚労省通達）に基づいた教育（定期自主検査者安全教育）を終了したものであること。
- (2) 関係各種法令を厳守し、安全対策を万全に期すること。
- (3) 業務の実施に際しては、あらかじめ発注者と事前に十分な打合わせを行うこと。
- (4) 業務に必要な機材等は、受注者の負担とする。
- (5) 本業務で発見された不具合（劣化・損傷・汚損等）が原因で、対象設備が本来の機能及び性能を発揮しない恐れがある場合や、正常な機能及び性能の発揮の維持が困難と判断された場合、ただちに発注者へ報告するとともに、その対応について協議すること。
- (6) 作業に必要な軽微な電源（AC100V）、清掃などに用いる上水については、棟屋内のコンセントおよび近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行いその使用は最小限にすること。
- (7) 処理場及びポンプ場の運転に支障を与えないこと。